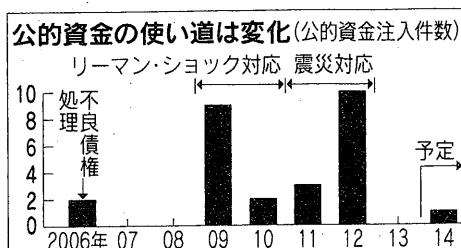


公的資金、豊和銀が申請へ

政府は2年ぶりに公的資金を金融機関に注入する。大分県の第二地方銀行、豊和銀行が15日、金融機能強化法に基づく公的資金の申請を発表した。地元の中小企業を支援するため、公的資金で銀行の資本増強を後押しされるのは、12年12月の山形県のきらやか銀行とくみんまみらい信用組合以来。強化法に基づく金融機関への公的資金の注入

金融機関に2年ぶり注入



中小支援へ資本増強後押し

▼金融機能強化法 国が公的資金を注入できるることを定めた法律。金融危機の恐れがある時に発動する預金保険法と異なり、危機でなくても予防的に注入できる。2004年8月の施行当初は不良債権処理を促進することにした。2006年に強化法に基づいた。その後、不良債権比率は低下したため当時の公的資金を返済し、新たに公的資金を申請する。今年度内にも手続きを終えたい考えだ。権藤淳頭取は15日の会見で「収益力・効率性は業界上位に入るまで改善した」と述べた。

金融厅は成長戦略を金融面で下支えするため、昨年9月に公表した監督方針でも信用金庫、信用

銀行は自己資本を100億円増強すれば貸し出し余力が1000億円増すといわれる。使える公的資金の枠はなお11兆円超が残っている。

強化法は17年3月末で申請期限を迎える。豊和銀と同時期に注入した紀陽銀は昨年、公的資金を完済。北海道の北洋銀行も完済すると表明している。

東日本大震災後の11年7月の再改正では経営責任を問わないことを明確にした。